

第4回岩国市地域福祉計画素案策定委員会 審議要約

- 1 開催日時 平成21年9月30日(水) 18時30分～20時05分
- 2 開催場所 岩国市役所 2階 特別会議室
- 3 出席者 【委員9名】
瀧山委員長、澤井副委員長、植野委員、河角委員、川野委員、嶋田委員、寺本委員、中佐委員、藤本委員
【事務局】
社会課長 福岡、社会課長補佐 山下、社会課地域福祉推進室 松本
- 4 議題 (1) 第4章「地域福祉計画を推進するための課題と対応」について
(2) 第5章「地域福祉計画の進行」について
(3) パブリックコメント制度の実施について
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議要旨
 - (1) 第4章「地域福祉計画を推進するための課題と対応」について
 - 基本目標1 地域福祉を推進するための基盤の整備
 - 課題7「地域の情報の共有」について、個人情報保護条例ができてから、地域のコミュニティが希薄になっていると思う。最初に行政の方で対応することで市民は理解でき、地域の取組が進むと思う。ぜひ行政の方で市民に重要性についてPRしていただきたい。
 - 民生委員・児童委員、福祉員の取組が地域によって差があると感じるが、民生委員・児童委員は情報を持っていても地域によってどこまで出しているのかわからないのが実態。
 - 個人を尊重していくことも大切だが、いざという事を考えれば、もう一步踏み込んで情報を提供していかないと取組は進まないと思う。
 - この計画には数値的な目標を掲げるなど具体的な項目は載っていないが、地域の住民、地域の団体が主体となって取り組み、行政は側面支援を行うという役割分担を明確にしたことが狙いの一つ。この計画では読み取れないが、重点的な項目や数値目標については、毎年度の実施計画をしっかりとて、市民が進捗状況をチェックする委員会を設置してしっかり評価していただきたい。
 - 地域にはいわゆる限界集落など組織での取組が難しくなっているところもある。そのようなところを社協などと一緒にしっかり支援していかないといけない。
 - 成年後見制度について、公的な支援はこれからますます必要になる。市長申立てに基づく後見人に対しては支援があるが、市長申立て以外の支援はこれからの課題。
 - 基本目標2 地域福祉を推進するための地域資源の開拓
 - 課題7「空き家や社会福祉施設などを活用した拠点の整備」の中に、岩国市が所管する施設についてだれもが利用しやすくなるよう検討していくとあるが、これは早急に取り組んで欲しい。

- 課題2「元気な高齢者や定年退職者の社会参加の促進」について、年齢や障害の有無など関係なく、だれもが助け合う社会づくりを目指すのであれば、高齢者の社会参加の促進を「元気な」に区分する必要はないのではないか。
- 実態としては、元気な高齢者が元気ではない高齢者の面倒を見ている。若い人が高齢者を手助けしている実態はみられない。
- 子どもと高齢者が交流する行事を実施したら、子どもの親と高齢者が知り合うきっかけになった。地域の若い人を取り込むためには、子どもをキーにする仕掛けがいいと感じた。

基本目標3 地域福祉に取り組む団体への支援

- ふれあい保険は申し込む際に年間行事を提出するので、それに基づく行事について保険が適用される。
- 岩国市地域福祉基金とは、積立金から発生した利子を市民福祉の向上のための取組に役立ててもらおうための補助金。
- 課題5「NPOや市民活動団体の活動支援」について、行政の取組にある市民活動を推進する組織体制を整備する、というのは市民活動を推進する行政内の組織体制を整備するという趣旨である。
- 地域の活性化に取り組むNPOの活動は幅広いため、地域政策課や教育委員会などいろいろな窓口に行かなければいけない。今の縦割りの組織体制から、総合的に対応できる体制づくりになって欲しい。
- 市民活動団体にしても、市民活動支援センターの範囲か社協の範囲かがわかりづらいので整備して欲しい。

(2) 第5章「地域福祉計画の進行」について

- 「岩国市地域福祉計画評価推進委員会」は非常に重要。5年計画と毎年度の実施計画をしっかりと立てて進捗を図らないといけない。地域もこの計画について自覚しないといけない。
- この推進委員会は、この素案策定委員会をベースにし、来年度の上半期を過ぎたあたりから開催したい。年2～3回程度開催できればと考えている。
- 前回の計画策定で市民会議に諮っているため今回でも市民会議に諮ることとしているが、この素案策定委員会の意見を尊重したいと考えている。
- 計画書について、今は文書のみ構成だが、写真など視覚的な点はこれから検討していく。

(3) パブリックコメント制度の実施について

- 前回計画でもパブリックコメントは実施している。意見は多くはなかった。
- 広報紙などにより実施については公表していく。また、ウェブなどでも閲覧できるようにする。